

ビジネスと環境：The Chancery Lane Project の紹介③ 「気候変動に関する デューデリジェンスの質問事項」に関する解説

環境法ニュースレター

2024 年 11 月 1 日号

執筆者：

森田 桂一

ke.morita@nishimura.com

橋本 裕子

yu.hashimoto@nishimura.com

1. TCLP における「気候変動に関するデューデリジェンスの質問事項」

「ビジネスと環境：気候変動対応法務に関する Chancery Lane Project の紹介①－温室効果ガスの排出量削減に向けたモデル条項とその活用－」でご紹介した通り、The Chancery Lane Project(以下「TCLP」という)とは、2019 年に英国の弁護士が開始したパリ協定の目標を実現するネットゼロ¹を達成するシナリオに沿った取引実務を実現するために、当該シナリオに即した契約条項を策定するプロジェクトである。この一環として、各国版の策定プロジェクトが進行中であり、2024 年 5 月に日本語訳された契約条項が TCLP のウェブサイトに掲載されたため、本号では、そのうち、「気候変動に関するデューデリジェンスの質問事項」(以下「本質問事項集」という)の概要を説明する²。

本質問事項集は、企業が買収を行う際に実施するデューデリジェンスにあたり、気候変動に関連する事項について売主に質問すべき項目のひな形を規定したものである。本質問事項集は、買主が、買収対象企業(以下「対象企業」という。)のネットゼロへの移行準備、レジリエンス、将来の気候変動リスクへの適応能力等を評価することを目的としている。買主は、対象企業の買収前にかかる評価を実施することにより、自社の投資方針に整合しているかの確認や、適切な表明保証などの契約条件の交渉、さらには当該評価を踏まえた価格交渉を行うことが可能となる。

本質問事項集が起案された背景として、本質問事項集のオリジナルとなる英語版が制定された 2020 年当時、気候変動に関する事項については、環境法規制の遵守及び当該規制に違反した場合の影響に焦点を当てた一般的な「法令遵守」に関する質問にとどまる傾向にあり、気候変動に関する事項について個別に詳細な質問が必ずしも行われていなかったという事実がある。TCLP は、このような従来型のアプローチでは気候変動が企業の長期的な見通しを決定する要因として重要となっている現状においては適切でなく、投資価値に影響を与える可能性があるとして、気候変動に関する事項のデューデリジェンスの手法を見直すべく、本質問事項集を策定し、公表した。

¹ ネットゼロとは、産業革命以降の地球温暖化を 1.5℃に抑えるために、2050 年までに温暖効果ガスの排出量を、温室効果を取り除く活動等も考慮した上で、実質ゼロとすることである。

² 「気候変動に関するデューデリジェンスの質問事項」については、以下のウェブサイトにて確認が可能である。

[気候変動に関するデューデリジェンスの質問事項 - The Chancery Lane Project](#)

本質問事項集は、対象となる産業セクターに制限を設けておらず、一般的に使用することが想定されている。また、本質問事項集は、買主が特定の会社の発行済み株式の全部を取得する取引において使用することを念頭においたものであるが、他の企業取引にも幅広く使用することが想定されている。

2. 本質問事項集の紹介

本質問事項集は、気候変動に関する質問事項について、11 個の大項目に分けた上で、各大項目に関連する事項の質問を行う構成となっている。以下では、各大項目ごとにその内容の解説を行う。

(1) 排出削減目標と報告

本項目に関係する質問事項として、対象企業の基本的な温室効果ガス排出量の削減目標を確認する質問や当該目標を達成するための行動計画を確認する質問、さらには対象会社による温室効果ガス排出量の測定結果や、対象会社が気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）³の勧告に従って気候変動リスク及び機会を評価及び開示する方法についての質問が用意されている。これらの質問を通じて、買主は、対象企業において、温室効果ガス排出量に関する基本的な削減目標の有無、基本的な取組、温室効果ガスの排出量及び気候変動リスクの詳細について確認することができる。

(2) ガバナンス

本項目に関係する質問事項として、対象会社においていずれの部門が気候変動の測定、管理及び報告に責任を負うか、同部門の役割の詳細及び最近実施された気候変動の測定の結果又は取締役会に提出された報告の内容、関係役員等の専門性、対象会社におけるサステナビリティポリシーの写しの提出の要請及びかかるポリシーに対する適合性を評価するために設定した KPI の詳細、対象会社の企業戦略/事業計画において気候変動問題がどのように考慮されているのか等に関する質問が用意されている。これらの質問により、買主は、対象企業における気候変動リスクのガバナンス体制を把握することができ、各種開示情報の信頼性を評価することができるほか、買収後の対象企業のガバナンス方針を検討するための材料とすることができる。

(3) 気候変動リスク、気候変動への適応、レジリエンス

本項目に関係する質問事項として、対象会社が把握している事業に影響を及ぼす気候変動リスクに関する情報及び事業における気候変動に対する適応策に関する質問が用意されている。これらの質問により、買主は、気候変動に対する対象会社の事業の継続可能性及び当該リスクを踏まえたバリュエーションを行うことができる。

(4) 公正な移行（Just Transition）

公正な移行とは、気候変動問題の解決及び対策の実施にあたり、いかなる労働者、場所、部門、国、地域も取り残されることなく、公正かつ平等な方法により持続可能な社会へ移行することを目指す概念である⁴。本項目に関係する質問事項として、気候変動リスク、公正な移行及びレジリエンスを向上させるために対象会社により講じられた措置による関係者への影響の分析、対象会社が気候変動及び公正な移行を会社の意思

³ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD） | 総合環境政策 | 環境省 (env.go.jp)

⁴ 公正な移行の概念については、例えば、EBRD のウェブサイト参照。 <https://www.ebrd.com/what-we-do/just-transition>

決定にどのように組み込んでいるのか、公正な移行に関する社内の議論状況、公正な移行に関するリーダーシップを通じた貢献に関する質問が用意されている。これらの質問により、買主は、対象企業における公正な移行への取り組み状況を把握でき、自らの公正な移行に関する計画等との整合性等を確認することができる。

(5) 気候変動関連コストと投資

本項目に関係する質問事項として、対象会社の負担した気候変動関連コストの実態や対象会社が行ったエシカルファンド等への投資等に関する質問が用意されている。これらの質問により、買主は、対象企業における気候変動関連コストやエシカルファンド等への投資の実態を踏まえて、対象企業の評価を行うことが考えられる。

(6) 立法及び規制リスク

本項目に関係する質問事項として、対象会社の事業に影響を与える可能性のある気候変動に関する現在の規制及び将来の立法並びにネットゼロへの移行に伴う対象会社の新たなビジネスチャンスを確認する質問が用意されている。これらの質問により、買主は、事前に対象企業の事業に関する現在及び将来的な規制リスクを把握することで事業の継続可能性を評価できるほか、対象企業の事業拡大の可能性も評価することで適切なバリュエーションを行う情報を取得することができる。

(7) 雇用

本項目に関係する質問事項として、対象会社の気候変動問題又はサステナビリティに関連する目標の達成に関連した役職員等へのインセンティブ報酬、従業員に対する社内教育の実態、従業員の通勤等により排出される温室効果ガスを削減するための方策について確認を行う質問が用意されている。これらの質問により、買主は、対象会社における気候変動対策の実現の信頼性を確認することができる。

(8) 競合他社

本項目に関係する質問事項として、対象会社が把握している競合他社の気候変動リスクに関する対応状況等に関する質問が用意されている。これらの質問により、買主は、対象会社が実施している気候変動リスクが、競合他者と比べて妥当なものか比較を行うことで、業界水準に照らして十分な対応がなされているかや対象会社固有のリスク等の確認を行うことが考えられる。

(9) 気候に配慮した契約及び調達

本項目に関係する質問事項として、対象会社が取引先に行っている気候変動、サステナビリティ等に関するデューデリジェンスの内容、対象会社が取引先に課している気候条項の内容⁵、対象会社においてサステナブルではないと認識している契約等に関する質問が用意されている。これらの質問により、買主は、対象会社のサプライチェーン上の気候変動対応リスクを把握することが可能である。

(10) オフセット

本項目に関係する質問事項として、対象会社におけるオフセット戦略、対象会社が温室効果ガス排出に関す

⁵ 気候条項として定める具体的な内容については、森田桂一、渡邊純子「温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けた契約条項の実装—イギリスにおける The Chancery Lane Project 等による気候条項の紹介」 NBL No.1256(2023 年 12 月 15 日号)を参照。

る緩和策の優先順位に従っているか否か(例えば、温室効果ガスの排出量を削減するためのあらゆる合理的な努力を尽くした後にのみ、温室効果ガスの排出量をオフセットし、より多くの排出量を削減できるよう、随時このアプローチを見直している等)、オフセット・クレジットの信用性、オフセットの補充性に関する質問が用意されている。これらの質問により、買主は、対象会社が信頼性の低いオフセットを行っているかどうかや安易にオフセットに頼ることなく温室効果ガスの排出量削減に向けた取組をおこなっているのかなどについて検証を行うことが可能となっている。

(11) 環境及びサステナビリティ

本項目に関係する質問事項として、対象会社が環境等への影響を最小限にするために行っている各種活動や再生可能エネルギー電源からの電力購入の有無などの各種活動に関する質問が用意されている。これらの質問により、買主は、対象会社における気候変動関係にとどまらない環境配慮方針などを確認することが可能である。

3. 本質問事項集の実務での活用

上記のとおり、本質問事項集は、項目分けがされた上で、各項目について多岐にわたる質問事項が準備されている。買主としては、本質問事項集を用いることで、網羅的に対象会社の気候変動に関連する事項及び関連するリスク分析を行うことができる。もっとも、本質問事項集の項目は、多岐に亘っているほか、不明確なものも含まれているため、安易に利用した場合には、混乱を招く可能性も否定できない。それゆえ、本質問事項集は、目的に応じて、必要な項目を抜粋して使用することが実務的であると考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com